



「男女共同参画宣言都市・ふくつ」

# 入札参加資格審査申請に伴う 男女共同参画推進状況報告書 集計結果 【令和2年度・令和3年度】

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例（平成17年1月24日福津市条例第90号）」では、「男女共同参画社会基本法」に則り、「市の責務」、「市民の責務」、「事業者等の責務」を明らかにし、それぞれの立場で積極的に市が実施する参画促進施策に協力することを義務付けています。その「事業者等の責務」の1つとして、条例第6条第3項で、事業者等が市と工事請負などの契約を希望し、業者登録をする場合は、男女共同参画推進状況の届け出をしなければならないと規定しています。

令和2・3年度の受付で提出された届け出の集計結果から抜粋して、事業所における男女共同参画推進の状況をご紹介します。

報告事業者数 2,124社（実数）

【内訳】工事・コンサルタント 1,345社（のべ数）

物品・役務 779社（のべ数）

## 【事業所の規模】

表①は、事業所を正規従業者数によって11の規模（G～A1）に分類し、規模ごとの事業所数を市外・市内・全体に分けて集計したものです。

市内事業所の85.6%（118社中101社）が正規従業者数10人未満であり、小規模な事業所が大多数を占めています。

《表①》

規模				市外	市内	全体
G		3000人以上		49	0	49
F		1000人以上	3000人未満	102	0	102
E		500人以上	1000人未満	112	1	113
D		300人以上	500人未満	113	0	113
C		100人以上	300人未満	253	0	253
B		50人以上	100人未満	218	0	218
A	5	40人以上	50人未満	75	0	75
A	4	30人以上	40人未満	105	3	108
A	3	20人以上	30人未満	196	4	200
A	2	10人以上	20人未満	330	9	339
A	1		10人未満	453	101	554
合計				2,006	118	2,124

## 【従業者（男女）の参画状況について】

表②は、事業所における正規従業者・非正規従業者・管理者・新規採用者（正規従業者）の男女別数および男女の合計数に占める女性数の割合を全体と市内に分けて集計したものです。ここでは、全体像を把握するため、前回調査結果（令和元年度（平成31年度）実施）と比較できるように添付しています。

全体の女性の正規従業者数は全体の男性の正規従業者数より少なく、女性の割合は20.5%です。一方、市内の女性の正規従業者数は市内の男性の正規従業者数より多く、女性の割合は52.7%です。非正規従業者数は正規従業者数と比べ、全体・市内ともに男性より女性の従業員数が多く、女性の割合が高くなっています。

管理者数の女性の割合を見ると、全体で14.7%、市内で25.8%となっており、市内の事業所のほうが、全体より管理的地位にある女性の割合が高くなっています。

総務省の「労働力調査（基本集計）」（令和2年）によると、全国における管理的地位にある女性の割合は、13.3%となっており、全体及び市内の女性の割合は全国より高くなっています。

新規採用者数の女性の割合については、全体が33.9%、市内が50.4%となっており、市内の女性の割合は男性とほぼ同じ割合となっています。

《表②》

	正規従業員数			非正規従業員数		
	男	女	女性の割合	男	女	女性の割合
全体	622,509	160,152	20.5%	107,707	180,041	62.6%
市内	759	844	52.7%	142	315	68.9%
R1(H31)全体	581,876	115,892	16.6%	95,022	99,805	51.2%
R1(H31)市内	8,318	1,798	17.8%	1,880	2,886	60.6%
	管理者数			新規採用者数		
	男	女	女性の割合	男	女	女性の割合
全体	181,101	31,116	14.7%	28,115	14,400	33.9%
市内	222	77	25.8%	70	71	50.4%
R1(H31)全体	171,548	6,186	3.5%	25,796	9,556	27.0%
R1(H31)市内	1,132	92	7.5%	588	204	25.8%

表③は、正規・非正規従業者ごとの男女別の有給休暇平均取得日数、育児休業の男女別取得者数および取得率（男女別正規従業員数に占める割合）を集計しています。

有給休暇平均取得日数については、全体の正規従業者及び全体の非正規従業者では、男性より女性の方が多く取得していますが、取得日数による男女差はそれほど大きくありません。

市内の正規従業者でも同様な結果が見られますが、市内の非正規従業者については、女性より男性の方が多く取得しています。

育児休業の取得者数については、全体では、女性に比べて男性の方が取得率は低くなっています。また、市内の男女別の取得率は全体と同様な傾向が見られますが、市内の男性の取得率は全体の男性の取得率の約2倍です。このことから、市内の男性の方は全体の男性と比較すると、育児休業の取得が進んでいることがわかります。

《表③》

	有休平均取得日数				育休取得者数					
	正規従業者		非正規従業者		正規従業者					
	男	女	男	女	男該当	男	取得率	女該当	女	取得率
全体	9.0	10.2	8.1	8.6	24,133	1,852	7.7%	11,932	7,389	61.9%
市内	9.6	10.1	6.6	6.3	47	7	14.9%	29	17	58.6%

【男女共同参画推進の取り組み実施項目数】

表④は、男女共同参画推進の取り組みに関する調査項目（両立支援、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）対策、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）対策、ワーク・ライフ・バランスに関する全20項目）について、実施項目数ごとの事業所数を、市外・市内・全体に分けて集計したものです。グラフ①は、表④より、実施項目数ごとの事業所数が全事業所数に占める割合をグラフ化したものです。

市外・市内事業所ともに実施数0が最も多く、市内事業所については、118社中43社が取り組みを行っていない状況ですが、家族経営のような小規模事業所が多いことから、明確な規定はなくとも、従業員の事情に応じた柔軟な対応を行っている事業所もあるようです。

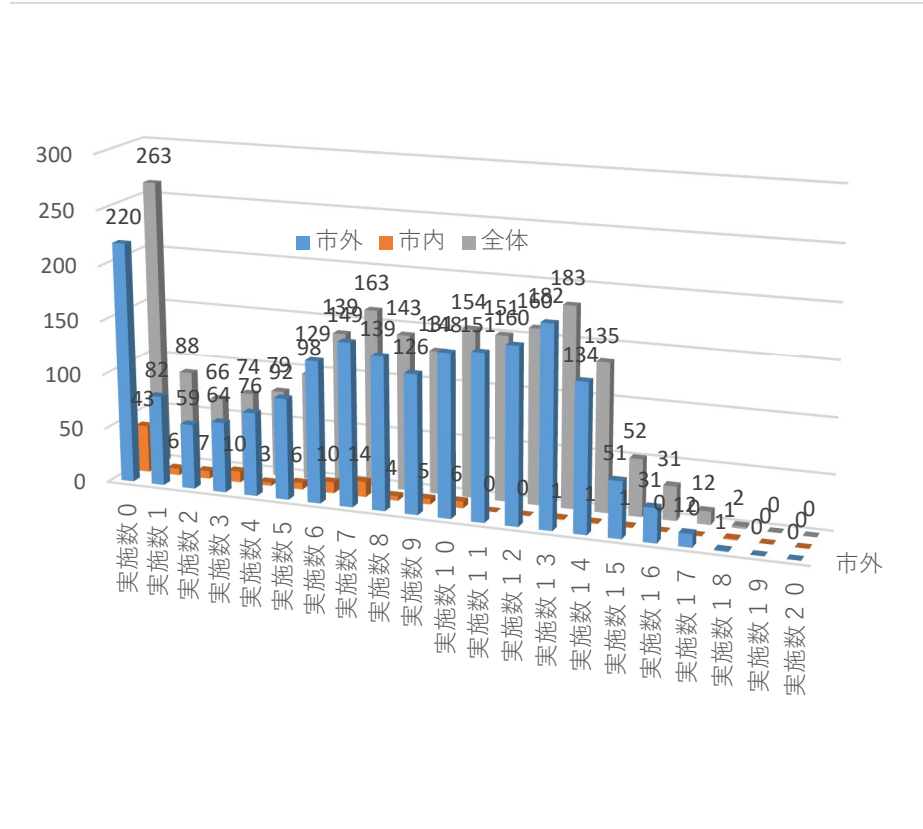
調査項目	
（両立支援編）	（セクハラ・マタハラ対策編）
① 短時間勤務の制度	⑪ セクハラ防止に関する研修
② フレックスタイム制	⑫ セクハラ防止に関する方針を明記
③ 始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ	⑬ セクハラに関する相談窓口
④ 所定外労働をさせない制度	⑭ マタハラに関する周知・啓発
⑤ 託児施設の措置運営・便宜の供与	⑮ マタハラ防止に関する方針を明記
⑥ 労働者が利用する介護サービス費用の助成	⑯ マタハラに関する相談窓口
⑦ 深夜業を制限する制度	（ワーク・ライフ・バランス編）
⑧ 子の看護のための休暇の措置	⑰ 次世代育成支援対策推進法による行動計画
⑨ 労働者の配置に関する配慮	⑱ 女性活躍推進法による行動計画
⑩ 職業家庭両立推進者の選任	⑲ 「子育て応援宣言」の登録または更新
	⑳ 福岡県の女性の活躍推進宣言

《表④》

実施数ごとの事業所数とその割合

	市外	市内	全体
実施数 0	220	43	263
実施数 1	82	6	88
実施数 2	59	7	66
実施数 3	64	10	74
実施数 4	76	3	79
実施数 5	92	6	98
実施数 6	129	10	139
実施数 7	149	14	163
実施数 8	139	4	143
実施数 9	126	5	131
実施数 10	148	6	154
実施数 11	151	0	151
実施数 12	160	0	160
実施数 13	182	1	183
実施数 14	134	1	135
実施数 15	51	1	52
実施数 16	31	0	31
実施数 17	12	0	12
実施数 18	1	1	2
実施数 19	0	0	0
実施数 20	0	0	0
合計	2,006	118	2,124

《グラフ①》



【男女共同参画推進の取り組み（ワーク・ライフ・バランス編）について】

表⑤は、育児・介護休業制度の整備が済んでいる事業所数と全事業所数に占める割合を全体と市内に分けて集計したものです。全体の64.7%に対し、市内は23.7%と整備している事業者の割合がかなり低くなっていますが、従業員が代表者のみ、または家族、親類のみといった、ごく小規模の事業所が多いことが影響していると考えられます。

表⑥は、県が実施している「子育て応援宣言登録」事業に登録している事業所数が全事業所数に占める割合を全体・市内に分けて集計したものです。全体に比べ、市内の事業所のほうが、宣言を行っている割合が高くなっています。市内事業所のほうが、子育てを支える意識が進んでいます。

《表⑤》

○育児・介護休業制度の整備に関して

	事業所数	整備済	率
全体	2,124	1,374	64.7%
市内	118	28	23.7%

《表⑥》

○「子育て応援宣言」の登録に関して

	事業所数	宣言済	率
全体	2,124	671	31.6%
市内	118	48	40.7%

表⑦は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」による行動計画を策定した事業所の数と全事業所数に占める割合を集計して、グラフ化（グラフ②）したものです。

平成28年4月から施行されており、事業所数全体の19.8%の事業所が策定済みといった状況です。

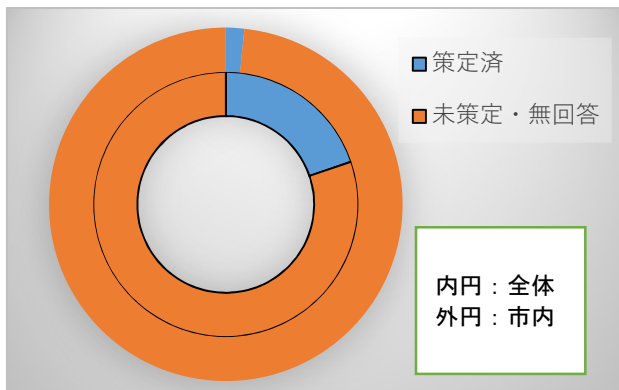
市内事業所では策定済みの割合が1.7%となっていますが、小規模事業所が多く、策定が義務とはなっていないためと考えられます。

《表⑦》

《グラフ②》

○女性活躍推進法による行動計画の策定に関して

	全体		市内	
	事業所数	率	事業所数	率
行動計画を策定済み	420	19.8%	2	1.7%
未策定	1,704	80.2%	116	98.3%
計	2,124	100.0%	118	100.0%



## 【最後に】

今回、各事業所からご提出いただいた報告書は、集計・分析を行い、今後の男女共同参画推進事業の企画の際の参考資料とさせていただくほか、現在、実施中である「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」の見直しなどにも利用させていただきます。

今後とも、市の「男女がともに歩むまちづくり」の取り組みへのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月発行

福津市 市民部 男女共同参画推進室

〒811-3293 福岡県福津市中央一丁目1-1

TEL 0940-43-8116

メール danjo@city.fukutsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>